

産業構造審議会保安分科会ガス安全小委員会について（案）

平成 24 年 12 月 14 日
産業構造審議会
保安分科会ガス安全小委員会

1. ガス安全小委員会について

1) ガス安全小委員会の設置

平成 24 年 9 月 19 日の組織改編に伴い、産業構造審議会に産業保安について審議を行う「保安分科会」が設置された。

また、産業構造審議会運営規程第 13 条第 1 項の規定に基づき、平成 24 年 11 月 6 日に開催された第 1 回保安分科会において、当該分科会の下部組織として「ガス安全小委員会」が設置された。

2) 所掌事務

都市ガス保安については、これまで、国及び事業者のたゆまぬ努力の結果、重大事故については着実に改善が見られ、死亡事故発生率の低減が実現された。しかし、未だ重大な事故の撲滅には至っておらず、都市ガス事業の安全・安心に対する社会の要求はますます高まっている。

このため、ガス安全小委員会において、今後の都市ガスの保安の在り方について審議を行う。

3) 委員長の指名

産業構造審議会運営規程第 13 条第 3 項の規定に基づき、保安分科会長により、ガス安全小委員会委員長として、豊田政男委員（国立大学法人大阪大学名誉教授）が指名された。

2. 当面の検討課題について

本小委員会において審議の対象となる当面の検討課題は、以下の通り。

- ・ 今後 10 年間を見据えて、総合的な都市ガスの保安対策として、総合資源エネルギー調査会ガス安全小委員会が平成 23 年 5 月に策定した「ガス安全高度化計画」について、毎年度、フォローアップを行う。また、必要に応じ、関係法令の制定・改廃や、制度見直しに関する議論を行う。
- ・ 都市ガス事業者に係る年間の事故報告を集計し、要因分析を行った結果について、審議を行う。
- ・ 都市ガス事業者の導管改修実施状況報告を集計し、経年管（ねずみ鑄鉄管及び腐食劣化対策管）の改修状況分析を行った結果について、審議を行う。